

# 国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業実施要綱

平成12年3月24日付12構改D第186号  
最終改正 平成20年4月1日付19農振第1872号

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

本事業は、国営諫早湾土地改良事業により造成された施設のうち、公共・公益性が特に高い防災機能を有する潮受堤防等の維持管理業務を計画的かつ円滑に実施することにより、これらの施設の機能の維持及び安全の確保を図ることを目的とする。

## 第2 事業実施主体等

事業実施主体は長崎県とし、管理対象施設は、潮受堤防、北部排水門、南部排水門及び潮受堤防と一体的に維持管理する必要のある施設とする。

## 第3 事業実施の申請

- 1 事業実施主体は、事業採択申請書（別記様式第1号）に管理計画書（別記様式第2号）を添付して、平成12年3月末日までに、農林水産省九州農政局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。
- 2 局長は、1の事業採択申請書及び管理計画書の内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に対して事業採択通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。
- 3 事業実施主体は、2により事業採択通知書の交付を受けた後に、管理計画を変更しようとするときは、管理計画変更申請書を局長に提出してその承認を受けるものとする。
- 4 事業実施主体は、この要綱に基づく施設の維持管理業務を終了したときは、事業終了届（別記様式第4号）を局長に提出するものとする。

## 第4 助成

国は、第1に規定する業務の実施に必要な経費に対し、別に定めるところにより、予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

## 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく施設の維持管理業務の実施に必要な事項については、局長と事業実施主体が協議の上、別に定めるものとする。

別記様式第 1 号

国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業実施採択申請書

九州農政局長 殿

長崎県知事

国営諫早湾土地改良事業によって造営された下記の施設につき、管理事業を実施したいので採択されたく、国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業実施要綱第 3 の 1 に基づき、別記管理計画書を添えて申請します。

記

管理対象施設	業務内容

別記様式第 2 号

## 管理計画書

国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業実施要綱第 3 の 1 に基づき、管理計画書を提出します。

(添付資料)

- 1 施設調書
- 2 管理計画表
- 3 施設整備計画表

## 管理計画書

### 1 施設調書

管理対象施設	構成主要工作物名	規格等

### 2 管理計画

管理対象施設	業務内容	管理実務者	備考

### 3 施設整備計画

管理対象施設	構成主要工作物名	工作物概要	工作物区分	整備内容	備考

別記様式第3号

国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業採択通知書

長崎県知事 殿

九州農政局長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号をもって申請のあった国営諫早湾土地改良事業によって造成された下記の施設の管理事業について、管理事業の採択申請を承認したので通知する。

記

管理対象施設	業務内容

別記様式第4号

国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業終了届

九州農政局長 殿

長崎県知事

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号をもって採択通知のあった国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業について、管理事業が終了したので国営諫早湾土地改良事業造成施設管理事業実施要綱第3の4の規定により提出します。